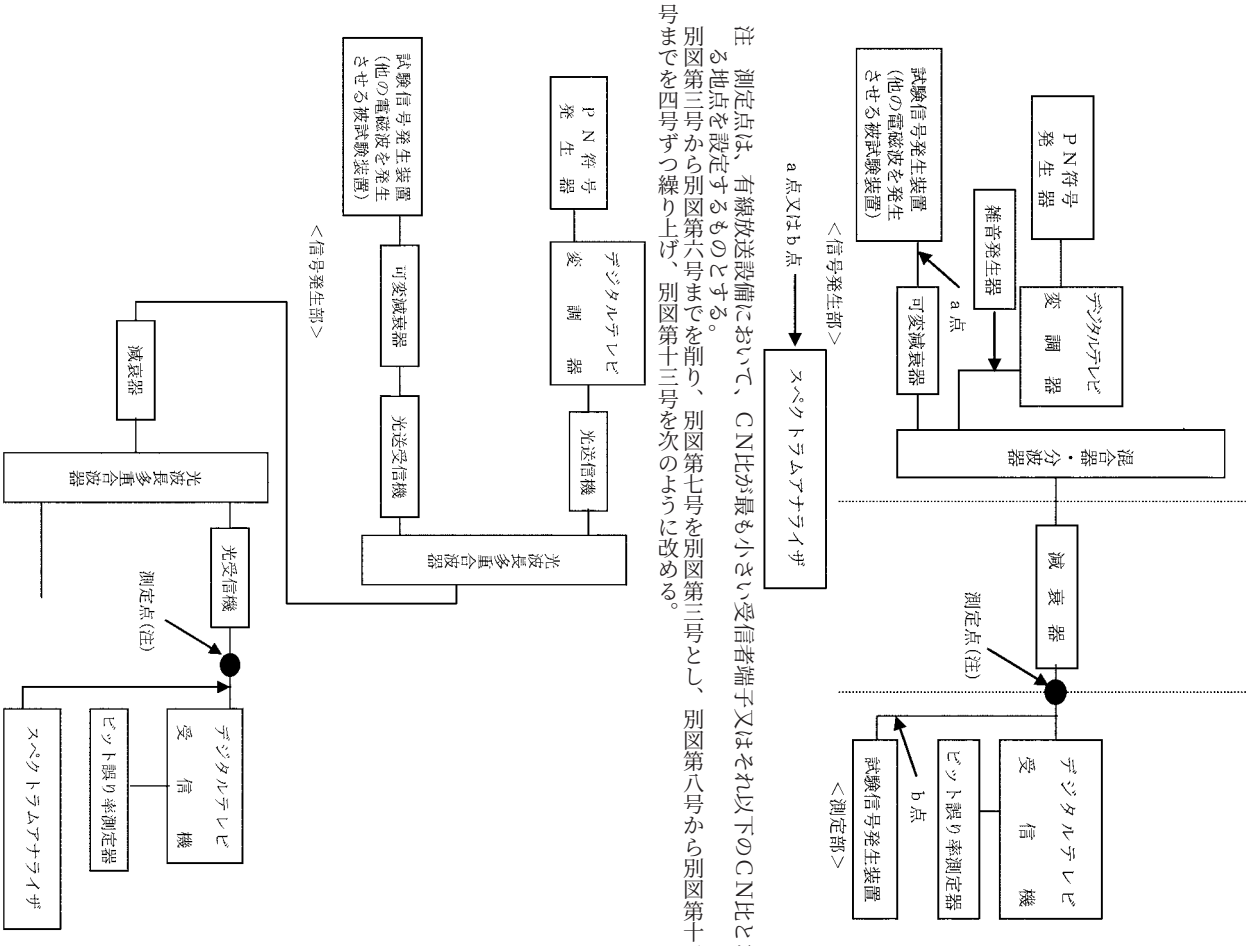
別図第二号　スプリアス妨害の評価試験系統図



注　測定点は、有線放送設備において、CN比が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点を設定するものとする。

別図第三号から別図第六号までを削り、別図第七号を別図第三号とし、別図第八号から別図第十二号までを四号ずつ繰り上げ、別図第十三号を次のように改める。

別図第十三号を別図第九号とし、別表を削る。

○総務省告示第七十二号

放送法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七号）及び平成二十五年総務省告示第五十九号（基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

一　昭和五十七年郵政省告示第八百八十一号（放送区域等を計算による電力束密度に基づいて定める場合における当該電力束密度の算出の方法を定める件）

二　昭和五十七年郵政省告示第八百五十九号（無線設備規則の規定に基づき、同規則第十四条第一項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備等を定める件）

三　平成十三年総務省告示第四百八十号（無線設備規則第二十七条の四第二項に基づき標準テレビジョン放送を行う放送局の送信設備の条件を定める件）

四　平成二十三年総務省告示第二百八十六号（テレビジョン放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件）

五　平成二十三年総務省告示第二百八十七号（テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件）

六　平成二十三年総務省告示第二百八十八号（テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件）

七　平成二十三年総務省告示第二百八十九号（多重フレーム行列の同期符号及び制御手順、フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件）

八　平成二十三年総務省告示第二百九十号（擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件）

九　平成二十三年総務省告示第二百九十一号（垂直帰線消去期間における水平走査線に重畳する信号を定める件）

十　平成二十三年総務省告示第二百九十二号（標準テレビジョン放送における識別制御信号の構成を定める件）

十一　平成二十三年総務省告示第二百九十三号（標準テレビジョン放送における妨害低減の技術的条件を定める件）

十二　平成二十三年総務省告示第二百九十四号（フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件）

十三　平成二十三年総務省告示第二百九十五号（走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件）

十四　平成二十三年総務省告示第二百九十六号（標準テレビジョン文字多重放送の放送番組のデータの送出等を定める件）

十五　平成二十三年総務省告示第二百九十七号（標準テレビジョン文字多重放送を行う放送衛星局の送信の方式のうち同省令の規定を適用することが困難又は不合理であるものを定める件）

十六　平成二十三年総務省告示第三百十号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）

十七　平成十八年総務省告示第八十号（基幹放送用周波数使用計画第1の6(4)の規定により定める中継局を定める件）

十八　平成十六年総務省告示第五百二号（放送用周波数使用計画第1の5(5)の規定により定める中継局を定める件）